

経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会要綱

(設置)

第1条 森林経営管理法第36条第3項の規定による経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定について、公正な方法により行うとともに選定過程の透明化を図るため、経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を処理するものとする。

- (1) 民間事業者の企画提案書の審査及び民間事業者の選定に関すること。
- (2) その他市長が特に必要と認める事項。

(組織及び委員)

第3条 委員会は、次に掲げる者及び機関に属する者等をもって組織し、市長が任命または委嘱する。

- (1) 北秋田市産業部長
- (2) 北秋田市産業部農林課長
- (3) 米代東部森林管理署
- (4) 米代東部森林管理署上小阿仁支署
- (5) 秋田県北秋田地域振興局農林部森づくり推進課
- (6) その他市長が必要と認める者

2 委員に欠員が生じた場合には、新たに委員を選任できるものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は北秋田市産業部長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、北秋田市産業部農林課長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第6条 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させて、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、北秋田市産業部農林課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。